

令和2年4月1日

## 公益財団法人船橋市公園協会 【一般事業主行動計画】

公益財団法人船橋市公園協会は、職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図りながら働き続けることができる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく諸制度及び関係規程を周知し利用促進を図る。

<対策>

- 令和2年4月～ 育児・休業、育児・介護休業等に基づく諸制度及び関係規程について職員へ周知や関連情報の提供を行う。

目標2：年次有給休暇の取得しやすい環境をつくる。

<対策>

- 令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況を定期的に確認し、ワークライフバランスを実現する上で同休暇の取得向上が重要であることを会議等で周知・啓発していくことにより、計画的に休暇を取得しやすい環境を実現する。